

# 令和4年厚木市農業委員会5月定例総会議事録

日 時 令和4年5月25日 水曜日 午後1時30分から午後2時28分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

1番 大 矢 和 人            2番 松 野        勝

3番 内 海 則 行            4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤        隆            6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文            9番 山 川 宏 司

10番 松 前        進            11番 三 橋 澄 夫

12番 早 川        暁 (会長職務代理者)

欠席者            8番 井 上 謙 治

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長  
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

その他出席者 厚木市環境農政部農業政策課副主幹兼農業政策係長 (日程9 議案第26号のみ)

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告8件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告15件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告3件)
- 4 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
- 5 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 6 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)
- 7 議案第24号 新規就農者の認定について (1件)
- 8 議案第25号 農用地利用集積計画の決定について (25件)
- 9 議案第26号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について (1件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。  
これより、令和4年厚木市農業委員会5月定例総会を開会いたします。  
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、11番の三橋澄夫委員、12番の早川暁会長職務代理者をお願いいたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。  
日程に入ります。  
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。  
今回報告する対象は、4月12日から5月10日までに受け付けしたものでございます。  
それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。  
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。  
法第4条につきましては、5件、7筆、面積は1,326平方メートルでございます。  
法第5条につきましては、3件、5筆、面積は613平方メートルでございます。  
法第4条及び第5条の総計は、8件、12筆、面積は1,939平方メートルでございます。  
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。  
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。  
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。  
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、4月12日から5月10日までに受け付け

しましたものでございます。

それぞれ届出内容を審査しましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付しましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は11人、農地の所有権を取得された相続人は14人、筆数は延べ52筆、面積は延べ35,327平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、横浜市鶴見区馬場4丁目にお住まいのAさん、対象地は飯山字志田原1筆、登記地目は畑、面積は274平方メートルです。

当該土地は、昭和50年12月頃までは農地として耕作されておりましたが、その後、隣接地での住宅建て替えに伴い、既存建物の一部移設や物置設置等が行われ、住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、平成25年度固定資産評価証明書で、宅地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、4月15日、山川委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、4月22日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、相模原市中央区淵野辺1丁目にお住まいのBさん、対象地は飯山字西台1筆、登記地目は畑、面積は510平方メートルです。

当該土地は、昭和22年頃から住宅敷地として利用され、昭和42年頃に建て替えが行われ、現在に至っているもので、平成24年撮影の航空写真で住宅敷地として利用されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、山川委員に資料による確認を依頼したところ、4月25日、農地に該当しないという判断をいただいたことから、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいづ

れにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、5月9日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に3番でございます。

証明願提出者は、七沢にお住まいのCさん、対象地は七沢字久保屋敷1筆、登記地目は畑、面積は218平方メートルです。

当該土地は、昭和25年6月頃までは農地として耕作されていましたが、その後、隣接する自宅敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、平成25年度固定資産評価証明書で宅地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、3月30日、三橋委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、4月22日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりました。現地を確認された委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地は、戸田字橋外3筆、地目は田及び畑、合計面積は871平方メートルでございます。

渡人は戸田にお住まいのDさん、受人は戸田にお住まいのEさんです。

農業経営規模拡大のため売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

なお、農地法に規定する農作業常時従事要件及び下限面積の基準は満たしております。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
日程4、議案第21「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。  
よって、日程4、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。  
次に、日程5、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地は、三田字下川原1筆、地目は畑、面積は662平方メートルです。

申請人は関口にお住まいのFさんです。

本申請は、農業用倉庫建設のための転用許可申請です。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地が広がる第1種農地で、原則転用ができない農地になりますが、本申請のように、農業用倉庫を建設する場合は許可ができることとされております。

申請人は、現在、小鮎地区を中心に約4ヘクタールの農地を耕作しておりますが、依知地区にあるスーパー等に卸す作物を保管するために、新たな農業用倉庫が必要となったことから、自宅と主な耕作地の中間距離にあり、管理がしやすい申請地を選定し、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側は水路、南側は土地改良事業記念碑敷地、北側は田に接しております。  
土地利用計画図によりますと、出入口を東側に設け、敷地内を転圧・整地の上、農業用倉庫を建設する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、周囲にある高さ3メートルの既存鋼板を利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。  
よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
日程5、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。  
よって、日程5、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。  
次に、日程6、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、中依知字櫻樹1筆、地目は畑、面積は446平方メートルです。

受人は相模原市南区磯部にお住まいのGさん、渡人は関口にお住まいのHさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、圏央厚木インターチェンジから300メートル以内の第3種農地です。

受人は、新たに中古車販売業を行うに当たり、車両置場が必要となったことから、取引事業者から近く、交通の便が良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地は、東側、南側及び北側は畑、西側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に設け、敷地内を転圧・整地し、車両23台分の置場とするものです。

なお、当該地の道路は、幅が約1.8メートルしかありませんが、申請地の対面の土地地権者から通行同意を得ており、その幅員を合わせると通路幅は約4.5メートルとなります。

隣接地等への被害防除措置については、計画地周辺に高さ1メートルの単管及び高さ50センチメートルの鋼板を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続きまして2番でございます。

対象となる農地は、下依知二丁目1筆、地目は畑、面積は615平方メートルです。

受人は愛川町三増のI株式会社、代表取締役Jさん、渡人は金田にお住まいのKさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、下水道及び水道管が埋設されている4メートル以上の道路に接しており、500メートル以内に2以上の教育施設がある第3種農地です。

受人は、中古車販売業を営む法人で、事業が順調なことから、新たな車両置場が必要となったため、現在の事業所から近く交通の便が良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は県有地、西側は資材置場及び畑、南側は道路、北側は駐車場及び畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、南側市道中心から2.5メートルセットバックの上、出入口を南側に幅約8メートル設け、敷地内を転圧・整地、砂利敷し、車両21台分の置場とするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側、西側及び北側に単管及び土留鋼板を新設、東側、西側の一部及び北側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

続きまして3番でございます。

対象となる農地は、七沢字日向川1筆の一部、地目は畑、面積は663平方メートルの内340.18平方メートルです。

借人は妻田南2丁目にお住まいのLさん、貸人は七沢にお住まいのMさんです。

本申請は、使用貸借権設定による分家住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、玉川地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

借人は、本家の営農を手伝うため、本家から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び西側は宅地、南側道は畑、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に設け、敷地内を転圧・整地し、分家住宅を建設するものです。

隣接地等への被害防除措置について、出入口以外にコンクリートブロック1段から3段積みの新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内透処理、汚水につきましては、合併浄化槽にて処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断

されます。

なお、本申請は開発規模が500平方メートル未満ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

最後に4番でございます。

対象となる農地は、林四丁目9筆、地目は全て畑、合計面積は7,972平方メートルです。

受人は三田の株式会社N、代表取締役Oさん、渡人は林4丁目にお住まいのPさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は、建築資材の販売及び土木工事業を営む法人で、現在、市内で約5,000平方メートルの置場を使用していますが、置場の一部を返却しなければならなくなったこと及び事業が順調なため、新たに資材置場及び駐車場が必要となったため、現在使用している置場や事業所から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は畑、西側は道路及び宅地、南側は宅地及び河川、北側は河川に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側幅6メートル、長さ10メートルのコンクリート舗装にて設け、コンクリートブロックや足場板の置場及び車両46台分の置場とするものです。

隣接地等への被害防除措置について、出入口及び西側宅地の既存鉄筋コンクリート擁壁部分以外にコンクリートブロック1段から2段積若しくは高さ60センチメートルから1メートルの鉄筋コンクリート擁壁及び高さ1.5メートルのネットフェンスを新設、西側の一部、南側及び北側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び南側宅地の外周に新設するU字溝を通じて、雨水浸透施設で敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、敷地内に40トンの防火水槽を設置する計画となっております。

本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、4月6日、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行っております。

また、農地転用に係る面積が3,000平方メートルを超える案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構に諮問し、その意見を聴かなければならないこととなっておりますことから、本定例総会において許可相当と決定された場合、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、その意見書を添え、県に進達することになります。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。



<山川委員>

4番について、現地説明会に参加させてもらったが、代理人は過去にも何度かは取り扱っているのか。

現地は、砂利等が入っており、農地と言える状況ではなかった。

また、近隣の農地に係る影響で日照及び通風の部分があるが、施主は大きい建設会社であり、車両46台及び資材を置くということで、振動や騒音に対しては何か対策は取られているのか。

<農地管理係主事>

まず、転用代理人につきまして、昨年度も3件ないし4件ほど転用手続きを行っています。

また、現地在農地の形状を成していないということにつきましては、農地の形状に復旧するよう指導し、説明会の1週間ないし2週間後には農地として復旧されていることを、小澤委員立会いのもと、現地も確認しております。

最後に、振動や騒音につきましては、近隣農地に与える影響として、審査の対象にはなっておりませんが、申請地の東側は神奈川県所有の土地で河川区域となっており、農地と捉えてはいないことから、農地法における指導の対象ではないものと考えております。

<山川委員>

分かりました。

<難波委員>

1番について、通行同意とはどういったものか。何か手続きが必要なものなのか。

<農地管理係主事>

通行同意につきましては、公の機関等へ許可を得るというのではなく、地権者に通行の同意を得ているものです。前面道路の幅員が1.8メートルしかないため、スムーズに車両を通すために、道路を挟んだ対面の2筆の地権者にあらかじめ同意を得ているということです。

<難波委員>

それでは、民有地の地権者から土地の借用をしているということなのか。

<農地管理係主事>

実際に土地の貸借契約を締結していることは確認しておりませんが、対象となる土地は、既に道路の形状を成しており、車両通行の同意を得ているということでございます。

<難波委員>

分かりました。

<小澤委員>

4番について、農地に復旧されていたが、許可前に工事着工するなど、そういったことを許容してはいけない。同様のことが他でも起こってくる懸念もあるので、やった者勝ちみたいなことは許してはいけない。そういったことを許容しては、農業委員会は何をやっているのかという話にもな

ってきてしまう。もっと厳しく指導をしたほうがいいのではないかと思う。

〈農地管理係主事〉

小澤委員のおっしゃるとおり、許可前に工事着工しているという情報を得ましたので、即座に業者に工事を中止するよう是正を求めています。

また、同様のことがないよう、今後は、さらに厳しく指導してまいりたいと思います。

〈難波委員〉

小澤委員の話に通ずるものとなりますが、以前から感じていたことで、農地転用にあたっては、そもそも現地の元の形状が農地としての形状を成していたのか、ちゃんと耕作をしていたのかという疑念がある。既に荒地になっている状況で、農地転用をしている事案が頻発しているように感じる。農地転用許可申請を受ける前に、例えば、1年間ないし2年間とかでも、農地として耕作をしていたというような証明等を基に受付をするといった対応もしていかないとならないのではないかと思う。

〈農地管理係主事〉

難波委員のおっしゃるとおり、転用時点で既に農地の形状を成していないような事案が見受けられることもございます。その多くは、雑草が繁茂しているなど遊休農地化している状況であり、そのような場合には転用許可の妨げになるものではないが、先に石などが混入してしまっている場合には転用許可の妨げになるため、農地に復旧する指導をした上で転用許可申請を受け付けるという手順を踏んでいきたいとは考えております。

また、数年間、農地として耕作をしていたというような証明等を基に転用許可申請を求めるといような対応も必要ではないかという御意見につきましては、農地法に規定はないため、難しいものと考えております。

〈難波委員〉

対応について、法律的な部分で難しいことがあることは理解しました。

なお、石が混入しているなど、耕作できると判断することが難しい事案が見受けられたので、この場でお話ししました。

〈堀池会長〉

事務局においては、業者が相談に来た時から厳しく判断し、必要に応じ指導することをお願いしたい。

〈農地管理係主事〉

今後、農地台帳の航空写真が最低1年に1度は更新されることとなりますので、そうした材料を用いつつ、厳しく判断、指導をしてまいりたいと思います。

〈議長〉

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程7、議案第24号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第24号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

申請人は、東京都府中市新町3丁目にお住まいのQさんでございます。

Qさんは、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号に規定する、JAあつぎ農業塾新規就農コースの全過程修了証書が交付されております。

北海道出身であり、酪農を経営する親戚がいたため、幼少の頃から農業に触れる機会が多かったこともあり自然と農業に興味を湧いてきて、北海道内の農業高校に進学、食品化学科で農業の基本と6次化について学んできております。

耕作予定地は、この後、議案第25号で御審議いただく、下荻野字廣町8筆、合計面積6,023平方メートルの農地で、通作距離が約37キロメートル、車で90分でございます。

小松菜や小麦、大豆の栽培を予定しております。

また、新規就農者認定申請書から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号及び第2号に掲げる認定規準の要件全てを満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<松前委員>

当該新規就農者は、本市に転入する予定はあるのか。

<都市農業支援担当主幹>

近い将来、本市に転入する予定であることを確認しております。

<松前委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第24号「新規就農者の認定」について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案24号「新規就農者の認定」については、原案のとおり認定されました。

続きまして、日程8、議案第25号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第25号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

1番から25番までの合計集積面積は39,912平方メートルで、その内新規設定は11件でございます。

権利の種類別合計につきましては、使用貸借権が22件、36筆、37,039平方メートル、賃借権3件、4筆、2,873平方メートルでございます。

地目別の合計につきましては、田が13件、22筆、17,817平方メートル、畑が12件、18筆、22,095平方メートルでございます。

利用目的別の件数につきましては、水稻11件、普通畑、露地野菜及び野菜畑14件、果樹1件でございます。

契約期間別の件数につきましては、3年間で20件、6年間で4件、9年間で1件でございます。

また、14番から16番の借人は、議案第24号で認定されました、新規就農者のQさんです。

なお、1番から25番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

<松前委員>

14番から16番の土地については田となっており、それを全て普通畑に変えるとのことだが、Qさんからは、畑に変えるにあたり、手を加えるなどの話は聞いているか。

<都市農業支援担当主幹>

田に水を入れない状態で使用し、そのまま畑として耕作する予定で伺っております。

<松前委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第25号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第25号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

最後に、日程9、議案第26号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第26号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定」について、御説明申し上げます。

本案件は、定例総会にお諮りすることが初めてでございます。

まず、農地の貸借一般の内容ですが、ご存じのように、近年は、農地法の適用除外となる農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく貸借が一般的となっております。

また、農用地利用集積計画は、市街化調整区域内の農地にのみ適用され、市街化区域内の農地を

貸借する場合は、農地法第3条の規定に基づく許可が必要となっております。

都市農地貸借法が制定され、市街化区域農地のうち、都市計画で定め、計画的に保全すべき生産緑地の貸借が安心して行える仕組みが、平成30年9月にスタートしております。

これまでは、市街化区域内農地を貸借する場合は、農地法第3条の規定に基づく許可が必要でしたが、この制度を活用することで、生産緑地を貸借することができることとなりました。

本制度利用のメリットは、農用地利用集積計画同様、契約期間経過後は所有者に農地が返還されること、また、農地法第3条許可による貸借の場合、納税猶予は原則打ち切りとなりますが、本制度による貸借では、納税猶予を受けたままで貸し出すことができるということがございます。

本制度は、都市農地、つまり生産緑地を借りて自ら耕作する場合と、市民農園を開設する場合に活用できます。農業者個人だけでなく、農協等の組合、法人も認定申請することができることとされております。

手順でございますが、借手が市に事業計画認定申請をし、農業委員会の決定を経て、市長が認定するものとなっております。

今回、市に事業計画認定申請があり、市から農業委員会の決定を求められたため、本総会にお諮りするものでございます。

それでは、議案について御説明いたします。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地は、上荻野字東2筆、地目はともに畑、合計面積2,111平方メートルでございます。

貸人は、鳶尾5丁目にお住まいのRさん、

借人は、鳶尾2丁目にお住まいのSさんです。

使用貸借権の設定、期間は令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間です。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件をすべて満たしております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ここで、同法を担当する、厚木市環境農政部農業政策課農業政策係長に入室いただきたいと思っております。

[農業政策課農業政策係長 入室]

<議長>

何か質問はありませんか。

<難波委員>

生産緑地に指定されている農地について、貸し借りができるという法律に基づく事業計画ということですね。事業計画の内容について、指導はしているのか。

<農業政策課農業政策係長>

相談の際に記載内容等について、助言、案内をしております。

<難波委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

<山川委員>

事業計画書が提出されているのか。

<農業政策課農業政策係長>

はい。提出いただいております。

<山川委員>

いつ何を植え、何を育てるのかなど、年間の事業計画の詳細は確認しているのか。

<農業政策課農業政策係長>

御本人から何を耕作されるのかなどは確認しており、今回は野菜を中心に作付けされるということとは聞いております。

<山川委員>

それでは、他の制度との違いとしては、生産緑地に関するということであり、利用集積計画と同様の判断をしていいということになりますね。

<都市農業支援担当主幹>

そのとおりです。

<山川委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、ここで、農業政策課農業政策係長には退室いただきます。

[農業政策課農業政策係長 退室]

<議長>

質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第26号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 9、議案第26号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年厚木市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。

令和4年5月25日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---